

「海外出願支援事業」2次公募のご案内**福井県内の中小企業が海外へ産業財産権を出願する費用を支援します**

公益財団法人ふくい産業支援センターでは、令和8年度海外出願支援事業に関する補助対象企業の2次公募を、下記のとおり行います。

海外出願支援事業は産業財産権（特許や商標など）を活用し、戦略的に海外事業展開を図る県内の中小企業者等を支援するため、産業財産権の外国出願に要する費用の一部を補助する事業です。

1. 募集期間

令和8年6月22日（月）～ 7月31日（金）

2. 支援対象出願

特許、実用新案、意匠、商標、抜け駆け対策商標の外国特許庁への出願

3. 支援対象者

福井県内に事業所を置く中小企業（個人事業者、事業協同組合含む、ただし、みなし大企業は除く）

※地域団体商標については、商工会・商工会議所、NPO法人も対象

4. 支援内容

補助対象経費 ①外国特許庁への出願に要する経費
②外国特許庁へ出願するための現地代理人に要する経費
③外国特許庁へ出願するための国内代理人に要する経費
④外国特許庁へ出願するための翻訳に要する経費

補助率 補助対象経費の1/2以内（1出願当たりの補助金額上限は、特許出願150万円、実用新案・意匠・商標登録出願60万円、抜け駆け対策商標出願30万円。1企業に対する1会計年度内の補助金交付総額は、上限300万円）

5. 支援期間

交付決定日から令和9年1月15日まで

6. 支援要件

- ① 補助対象経費のうち、令和9年1月15日までに外国特許庁への出願または指定国への移行および経費の支払いが完了したものが補助対象になります。
- ② 実績報告書の添付資料に、外国特許庁への出願（PCT出願の指定国への移行を含む）が完了したことを証する書類等（出願書類、送金伝票など）の写しがない場合には補助対象とはなりません。
- ③ 補助金は、実績報告書を提出し、確定検査を行った後にお支払い（精算払）することになります。
- ④ 事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力していただきます。

■本件に関するお問い合わせ先■

公益財団法人 ふくい産業支援センター オープンイノベーション推進部 オープンイノベーション推進室 嶋田
電話：0776-55-1555 / F A X：0776-55-1878

【2次公募】令和8年度海外出願支援補助金

(中小企業等海外展開支援事業費補助金)

外国出願費用の1/2を補助します！



《支援対象出願》

- ・ 特許・実用新案
- ・ 意匠
- ・ 商標
- ・ 抜け駆け対策商標

● 福井県内に本社がある中小企業(みなし大企業は除く)

● 補助率: 1/2以内

補助上限額: 特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円
抜け駆け対策商標30万円

● 対象経費: 外国出願に係る出願料、現地代理人費用、
国内代理人費用、翻訳費用

● 事業期間は令和9年1月15日まで

● 令和8年7月31日(金)〆切

● 事業スケジュール



- ・ 6月22日 公募開始
- ・ 7月31日 公募締切

- ・ 8月下旬 ~ 9月上旬
選考委員会開催

- ・ 交付決定(事業開始)
- ・ 実績報告書提出

- ・ フォローアップ調査協力
(事業完了後5年間)

● 詳細・お問合せ

公募詳細については、
公募案内またはHPを参照ください



公益財団法人ふくい産業支援センター オープンイノベーション推進部

<https://www.fisc.jp/technology/patent-2/> TEL:0776-55-1555